

鎌倉市緑の基本計画で定める保全配慮地区について

令和4年3月に改定した「鎌倉市緑の基本計画」では、都市緑地法第四条第2項第6号に基づく「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）」を設定しています。

保全配慮地区は、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行う地区ではありませんが、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、緑地の保全に配慮したきめ細かい施策を展開すべき地区です。

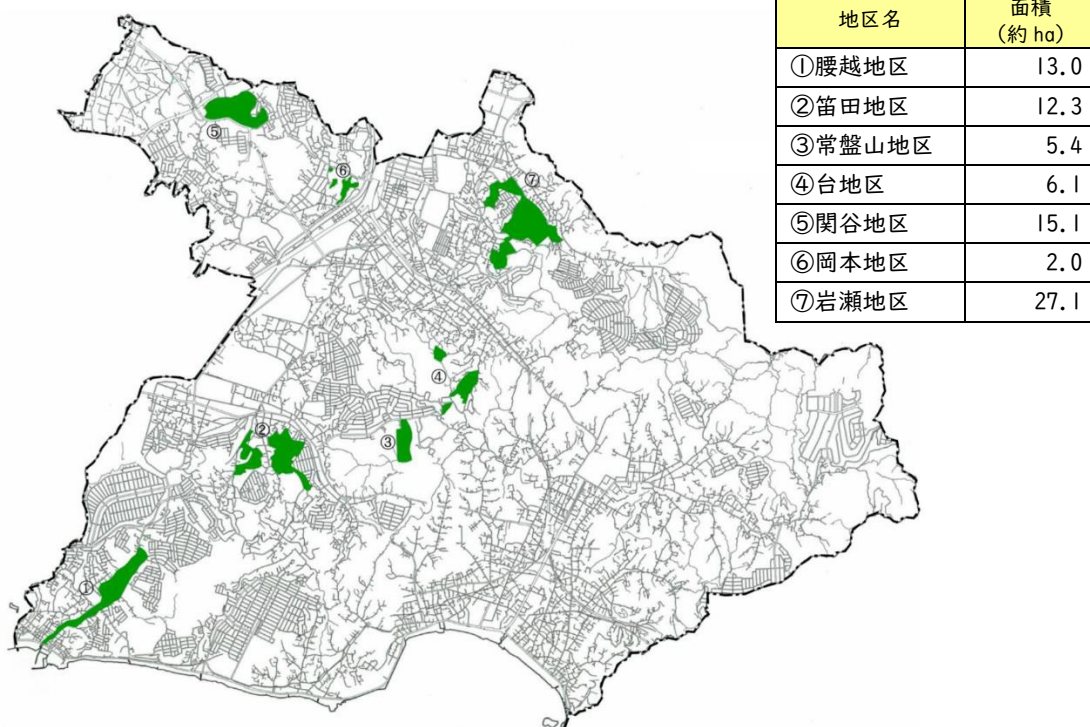
保全配慮地区に設定されている地区内で、開発事業や建築等をご計画される際には、次の事項について格段のご配慮をお願いいたします。

- 1 良好な緑地を所有されているときは、保全にご協力ください。
- 2 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で保全にご協力ください。
- 3 建築等に伴い、敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、周辺の緑地を構成するものや鎌倉在来のものを中心に使用してください。また、海岸に近く潮風の強く当たる土地では、樹種の特性としての「耐潮性」にご配慮ください。（裏面参照）
- 4 敷地が道路に接する部分を緑化する場合に、一定の要件に合えば、その経費の一部を補助する制度（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業[※]）の活用をご検討ください。
- 5 良好な樹木や樹林地の保全を支援する制度（保存樹木等、緑地保全契約）の活用をご検討ください。

※鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく緑化は補助の対象外です。その他要件はお問い合わせください。

ご不明な内容等がございましたら、担当課までお問い合わせください。

●保全配慮地区の概ねの位置（参考）



（事務担当：都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467-61-3486）

【参考】保全配慮地区で使用していただきたい樹種等

分類		樹種等
高木	針葉樹	イヌマキ☆、カヤ☆、クロマツ☆
	常緑 広葉樹	アラカシ☆、クロガネモチ☆、シラカシ☆、スダジイ☆、タブノキ☆、モチノキ☆、モッコク☆、ヤマモモ☆
	落葉 広葉樹	イヌシデ★、イロハモミジ★、エゴノキ☆、エノキ☆、オオシマザクラ☆、クヌギ、ケヤキ★、コナラ★、ヤマザクラ★
中木	常 緑	アオキ☆、イヌツゲ☆、ウバメガシ☆、カクレミノ☆、カナメモチ☆、キンモクセイ、ゲッケイジュ☆、サザンカ☆、サンゴジュ☆、トベラ☆、ネズミモチ☆、ヒイラギ☆、ヒイラギモクセイ☆、ヤブツバキ☆
	落 葉	ウメ☆、カイドウ、シモクレン、ムクゲ
低木	常 緑	アセビ、カンツバキ☆、シャリンバイ☆、ジンチョウゲ、ツツジ・サツキ類、ナンテン、ハクチョウゲ★、ハマヒサカキ☆、ヒイラギナンテン、ヒサカキ☆、マサキ☆、ヤツデ☆、マルバシャリンバイ☆
	落 葉	アジサイ★、ウツギ、ガクアジサイ☆、タニウツギ、ドウダンツツジ★、ハギ、ボケ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ
地被類		シャガ、ヤブラン☆、ジャノヒゲ☆、ユキノシタ、ツワブキ☆

☆…一般的に、比較的潮に強いとされている樹種

★…一般的に、潮に弱いとされている樹種